

平成30年度

定期監査結果報告書

米原市監査委員

米 監 委 第 4 9 号
令和元年(2019 年) 8 月 8 日

米 原 市 長 様
米 原 市 議 会 議 長 様
米 原 市 教 育 長 様
米原市選挙管理委員会委員長 様
米原市公平委員会委員長 様
米 原 市 農 業 委 員 会 長 様

米原市監査委員 古 澤 宏 之

米原市監査委員 山 本 克 巳

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項に基づき執行した平成 30 年度の
定期監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出する。

平成 30 年度 定期監査結果報告書

— 目 次 —

第 1	監査の対象および期日	1
第 2	監査の方法および手続	2
第 3	監査の結果	2
	市長直轄組織、政策推進部	3
	総務部	4
	地域振興部	7
	市民部	8
	健康福祉部	10
	こども未来部	11
	経済環境部、農業委員会事務局	11
	土木部	13
	会計室	15
	教育部	16
	議会事務局	18
	監査委員事務局、公平委員会事務局	18
	共通事項	19
第 4	むすび	23

【注 記】

- ① 文中および表中に記載する金額は、特に表示のあるものを除き、原則として千円単位で表示し単位未満は四捨五入する。該当数値がない場合は「―」、負のものは「△」で表示する。また、比率（％）は小数点以下第 2 位を四捨五入する。
- ② 法令名等を文中で使用する場合は、次のとおり省略して表記する。その他の法令および要綱などについては、法令年、法令番号、告示年、告示番号などは省略する。
 - 「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）」 → 「法」
 - 「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）」 → 「施行令」
 - 「米原市契約規則（平成 17 年米原市規則第 43 号）」 → 「契約規則」
 - 「米原市会計規則（平成 17 年米原市規則第 37 号）」 → 「会計規則」
 - 「米原市補助金等交付規則（平成 17 年米原市規則第 35 号）」 → 「補助金規則」
 - 「〇〇事業補助金交付要綱（要項、要領）」 → 「補助金要綱（要項、要領）」
 - 「米原市債権管理条例（平成 25 年米原市条例第 21 号）」 → 「債権管理条例」
 - 「米原市債権管理条例施行規則（平成 25 年米原市規則第 39 号）」 → 「債権管理規則」
 - 「米原市随意契約のガイドライン」 → 「随契ガイドライン」
 - 「第 2 次米原市総合計画（平成 29 年 3 月策定）」 → 「総合計画」

平成 30 年度 定期監査結果報告書

第 1 監査の対象および期日

出先機関を除く全所属について、次のとおり監査を実施した。

監 査 の 対 象	ヒアリングの期日	監 査 基 準 日
地 域 振 興 部 山 東 伊 吹 地 域 協 働 課	平成 30 年 11 月 20 日	平成 30 年 11 月 1 日
地 域 振 興 部 米 原 近 江 地 域 協 働 課		
総 務 部 総 務 課 (選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局)		
総 務 部 財 政 課		
総 務 部 管 財 課		
農 業 委 員 会 事 務 局	平成 30 年 11 月 21 日	平成 30 年 11 月 1 日
経 済 環 境 部 林 務 課		
経 済 環 境 部 商 工 観 光 課		
経 済 環 境 部 環 境 保 全 課		
経 済 環 境 部 農 政 課		
土 木 部 上 下 水 道 課	平成 30 年 12 月 20 日	平成 30 年 12 月 1 日
土 木 部 建 設 課		
土 木 部 都 市 計 画 課		
市 民 部 税 務 課	平成 30 年 12 月 25 日	平成 30 年 12 月 1 日
市 民 部 保 険 課		
市 民 部 収 納 対 策 課		
市 民 部 防 災 危 機 管 理 課		
こども未来部 保育幼稚園課	平成 31 年 1 月 24 日	平成 31 年 1 月 1 日
こども未来部 子育て支援課		
教 育 部 学 校 給 食 課		
教 育 部 学 校 教 育 課		
教 育 部 教 育 総 務 課		
健 康 福 祉 部 健 康 づ け り 課	平成 31 年 1 月 28 日	平成 31 年 1 月 1 日
健 康 福 祉 部 社 会 福 祉 課		
健 康 福 祉 部 く ら し 支 援 課		
議 会 事 務 局	平成 31 年 2 月 20 日	平成 31 年 2 月 1 日
会 計 室		
総 務 部 人 権 政 策 課		
市 長 直 轄 組 織 秘 書 室		
政 策 推 進 部 情 報 政 策 課		
政 策 推 進 部 政 策 推 進 課		
教 育 部 生 涯 学 習 課	平成 31 年 2 月 21 日	平成 31 年 2 月 1 日
教 育 部 図 書 館		
教 育 部 歴 史 文 化 財 保 護 課		
監査委員事務局・公平委員会事務局		

*監査の対象部局は、監査基準日時点での名称で表記している。以下のページについても同様とする。

第2 監査の方法および手続

法第199条第4項の規定に基づき、別表に示す監査基準日現在における平成30年度一般会計、特別会計、水道事業会計および下水道事業会計について、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、定期監査を実施した。監査に当たっては、米原市監査委員監査規程に準拠して実施し、事前に定期監査調書と関係資料の提出を求め、事務局職員による予備調査および現地調査などの結果を踏まえて、部局長、課長および関係職員の説明を受けて現状把握に努めるとともに、公費が市民の税金その他貴重な財源で賄われていることを念頭に置き、米原市行財政全般の適法性、効率性、有効性、公平性などについて慎重に考察した。

なお、報告書は、部局別に個別事項に対する意見などを記載しているが、これまで共通課題として重点的に監査してきた随意契約、補助金交付および債権については、特に改善や注意のほか継続した取組が必要なものについては所管課へ意見し、組織全体に共通するものは「共通事項」として意見した。

また、これまでから監査委員が意見してきた事項については、法第199条第12項の規定に基づき市長等から提出された定期監査等の結果に基づく措置状況の報告内容が、適正に処理されているかの確認および評価を実施した。

なお、次の業務に係る監査に際しては、古澤宏之監査委員を法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

- *委託業務（米原市社会福祉協議会への委託）
- *補助金交付事業（社会福祉協議会運営費等補助金・商工業振興補助金）
- *指定管理事業（和ふれあいセンター・近江母の郷文化センター・米原公民館・近江公民館・双葉総合体育館）

第3 監査の結果

監査は試査によるものであり、全ての事業について精査できたわけではないが、監査対象とした事務事業は、予算および関係法令、条例、規則などに準拠し、おおむね適正に執行管理されているものと認められた。しかしながら、中には改善や注意または検討を必要とするものがあるので、「意見および要望」として記載した。なお、監査時に口頭で改善等を促した軽微な事項については記載を省略している。

ついては、これらを真摯に受け止め、「実効性ある措置」を速やかに講じられるとともに、市民福祉の増進と効率的な行政執行の確保に向け、速やかに対応されるよう望むものである。

◎意見および要望

政 策 推 進 部

【政策推進課】 監査基準日：平成 31 年 2 月 1 日

①米原駅東部土地区画整理事業の保留地について

本事業は、琵琶湖東北部の拠点都市にふさわしい都市構造の再編成と本市の活性化を図ることを目的に、米原駅東口駅前周辺の約 38.6 ヘクタールを施工区域として、平成 12 年度から平成 29 年度において実施された土地区画整理事業である。

本事業における未売却の保留地は、20 区画 21,308.98 ㎡（1,643,812 千円）で、内 12,460.85 ㎡の保留地については、民間主導による「一般社団法人米原駅東口まちづくり協議会」を設立し、市有地と県有地の一体的な土地利用に向けた協議が進められている。今後の協議の進展を期待するところであるが、保留地の売却遅延は、市の行財政運営に影響することから、協議会による土地利用の早期具現化を推進されるとともに、保留地の長期貸付を含めた早期完売に向けて、最大限の努力を尽くされたい。

②シティプロモーション冊子作成業務の契約について

本業務は、平成 30 年 10 月 10 日を契約日とするシティセールス用の情報誌作成業務であるが、契約書類を確認したところ、監査基準日において契約書の作成事務が遅延し、契約手続が適正に行われていなかった。契約事務の執行に当たっては、マニュアルに基づく事務手続に十分留意するとともに、課内の内部統制が機能するよう職員の指導監督に努められたい。

③ふるさと納税の事務手続について

平成 30 年度の米原ガンバレ！ふるさと応援寄付金の納付額は、監査基準日時点で 1,438 件、79,439,548 円であった。米原市事務決裁規程では、100 万円以上の寄付金の受領およびその処分については市長決裁を受けることと規定されているが、ふるさと納税に係る事務手続においては、100 万円以上の寄付金に係る受領について市長決裁が行われていなかった。今後は、決裁規程に基づく適切な事務手続を行われたい。

【情報政策課】 監査基準日：平成 31 年 2 月 1 日

①特命随意契約における予定価格の積算について

特命随意契約については、これまでから予定価格の積算に係る課題として、契約金額の客観性の低下や契約金額の妥当性の検証について意見している。特に、システム整備関係の契約については、予定価格の積算において過去の業務実績の検証や他市との比較検証に

努力されているところであるが、業務の専門性からその内容も様々であり、検証に苦慮されている。単価、歩掛等の根拠を求めることは、業務の専門性等から難解かつ困難であると考えられるため、起工時には参考見積等の積算内容が確認できる資料を添付するなどして決裁過程における内部統制機能の充実を図るとともに、引き続き、契約金額の妥当性の検証に努められたい。

総 務 部

【総務課】 監査基準日：平成 30 年 11 月 1 日

①内部統制の推進について

平成 29 年 6 月 9 日に地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、都道府県および指定都市においては、「内部統制に関する方針」を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないとされた。その他の市町村は努力義務とされているものの、この法改正においては、自治体の事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務執行の主体である首長自らが、行政サービスの提供等における事務上のリスクを評価およびコントロールして、事務の適正な執行を確保する体制づくりを進めるものとなっている。

今回の監査では、契約事務手続が適正に行われていなかった事例や決裁課程においてチェック機能が十分に働いていなかった事例のほか、公金管理における対応など内部統制の推進が必要と思われるものがあった。内部統制体制の強化においては、個々の部署における取組とともに全庁的な取組が必要であるため、市が行う事務手続全般についてリスクの洗い出しを行い、組織全体の統一したルールを定めて内部統制を推進されたい。

【財政課】 監査基準日：平成 30 年 11 月 1 日

①補助事業の評価について

補助金は、公益上必要であると認められる事業に対して交付されるものであるが、一度交付を開始すると既得権益化し、見直しが行われないまま継続される傾向があるため、本市では健全で安全な財政運営を推進するため、補助金の効果測定を行い、事業の定期的な検証と見直しが行われている。

これまでの監査においては、効果測定基準の妥当性、支出方法の妥当性、終期設定等見直しの妥当性および適正な事業評価について意見しており、所管課では、意見に対してそれぞれ検討や改善が実施されているところである。しかしながら、中にはまだ補助金要綱が策定されていない重度心身障がい者(児)生活介護施設運営補助金や、要綱等に基づく補助執行がされていない総合型地域スポーツクラブ育成補助金など、対応が必要な補助事業

が見受けられた。補助事業が社会情勢や実態に見合ったものになっているかを見直すための仕組みづくりを、引き続き検討されたい。

また、補助金によっては、事務手続の簡素化を検討した方がよいものや、事業の内容等から負担金や交付金に位置付けた方が適切と思われるものがあるので、併せて検討されたい。

【管財課】 監査基準日：平成 30 年 11 月 1 日

①公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の推進について

公共施設の中には、老朽化が進行し施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕が必要な施設が多く存在するが、公共施設等総合管理計画では、点検・修繕・長寿命化などの実施方針については、各施設の個別施設計画で決めていくこととされている。計画策定が施設管理所管課に委ねられていることから、まだ個別施設計画が策定されていない施設があるほか、伊吹山文化資料館など財源確保ができない等の理由で、施設の改修等が先送りとなっている施設も存在する。

施設は、効果的な修繕を計画に基づき実施することで長寿命化が推進されることから、各施設の長寿命化計画がまだ策定できていない施設については、管財課の指導の下で早期に対応されることが望ましいと考える。

②適正な随意契約について

起工伺および見積徴収伺について、契約業務所管課の管財課で書類審査が行われるのは入札案件のみであり、少額随意契約については審査が行われていない。管財課審査の対象とならない随意契約の中には、一括発注が可能な業務を分割して発注しているのではと疑念を抱かせる案件や、随意契約の要件に問題があると思われるものでも、所管課決裁がされて契約が締結されている案件が見受けられた。これは内部統制が十分機能していない結果であると考えられるため、少額随意契約に係る起工伺および見積徴収伺については、チェック機能強化の必要性と対応策を検討されたい。

【人権政策課】 監査基準日：平成 31 年 2 月 1 日

①分譲宅地売買金の過年度未収金について

本債権は、旧米原町で昭和 45 年度から昭和 60 年度にかけて実施された分譲宅地事業売却代金の未収金である。事業実施ときに適切な事務手続と債権管理が行われてこなかったことから回収困難な債権となっており、債務者の死亡により相続人への折衝が難航していることや、債務者に十分な返済資力がないことなどの理由から未収金の回収は進んでいない。

令和元年度から、死亡した債務者の相続人を特定する調査を司法書士に委託して、契約

書や債権管理台帳の整理を行っていく方向であるが、収納対策課が実施されている弁護士相談を十分に活用し、最大限の徴収努力を尽くされたい。また、所有権移転登記が未登記のままとなっているため宅地の固定資産税が未賦課となっていることについても、早期解決に努力されたい。

②住宅新築資金等貸付金および持家住宅建設資金貸付金の過年度未収金について

本債権は、昭和 44 年の同和対策事業特別措置法の制定などに伴い、昭和 45 年度に発足した小集落地区改良事業を円滑に推進するため、旧米原町で実施された住宅新築資金貸付事業等の償還金の未収金である。上記債権と同じく事業実施時に適切な事務手続と債権管理が行われてこなかったことから回収困難な債権となっており、債務者の死亡により相続人への折衝が難航していることや、債務者に十分な返済資力がないことなどの理由から未収金の回収が進んでいない。

令和元年度から、死亡した債務者の相続人を特定する調査を司法書士に委託し、契約書や債権管理台帳の整理を行っていく方向であるが、収納対策課が実施されている弁護士相談を十分に活用し、最大限の徴収努力を尽くされたい。

【米原近江・山東伊吹地域協働課】 監査基準日：平成 30 年 11 月 1 日

①地域創造支援事業補助金について

本補助金は、個性ある地域の創造と地域の特色を生かしたまちづくり活動を支援することを目的として交付されているものであり、事業採択は地域創造会議で決定されている。事業の実施においては、本補助金で対応すべきか、事業目的に応じた各担当課の補助金で対応するのか、位置付けに苦慮されている事業が見受けられたため、これまでから制度の見直しを意見しているところである。

平成 30 年 8 月に補助金要綱を改正して応募事業の位置付けを整理し、効果測定の方法等について改善が行われているが、事業目的に応じた各担当課補助金とのすみ分けについてはまだ検討の余地があると考えられるため、引き続き検討されたい。

②デマンドタクシー運行事業補助金について

当該事業は、市民が安心して利用できる利便性の高い公共交通システムとして運行補助を行っているものであり、平成 29 年度には区域運行方式の抜本的な見直しが行われ、市内全域における運行方式の統一と市外への運行拡大など、地域福祉の向上と利便性の向上が図られている。しかしながら、本補助金は運送費用と運送収益の差額である欠損額を補填する目的の補助金であるため、利用者が増えれば市の財政負担は大きくなり、財政負担軽減の継続的な検討が必要な補助金となっている。

財政負担軽減のため、今後も引き続き乗合率を高める対策や地域格差の是正を検討していくとともに、エリアの拡大等による利用者増に伴う経費増と事務負担増への対応および社会情勢に応じた定期的な利用者負担の在り方検討が必要であるとする。

市 民 部

【防災危機管理課】 監査基準日：平成 30 年 12 月 1 日

①補助事業の支出科目について

消防団分団運営補助金は、消防団員の防火啓発活動や訓練実施などの消防団活動に対する助成であり、補助金要項では、対象となる活動等を規定してその実施に対し定額を交付している。この補助金は、各分団が定期的に行っている消防施設の点検管理や団員活動に対する報償的な性格が強いと思われ、交付金として支出できるものとする。事務手続の簡素化を図る上でも、支出方法について検討されたい。

また、滋賀県消防協会米原支部事業補助金についても、米原支部が実施する消防指導、講習および訓練、普及啓発事業の実施に対する報償的な性格が強いと思われるため、同様に検討されたい。

②防災備蓄倉庫の在り方について

■市内に配置された防災備蓄倉庫の現状調査 〔現地調査日：平成 30 年 11 月 27 日〕

○市内の防災備蓄倉庫の配置状況

地域	備蓄倉庫	所在地	地域	備蓄倉庫	所在地
米原	息郷防災備蓄倉庫(旧息郷小)	三吉	山東	柏原防災倉庫(山東 B&G 横)	柏原
	西坂防災備蓄倉庫	三吉		山東東防災倉庫(市民体育館横)	長岡
	米原地域倉庫(米原中学校横)	入江		山東西防災倉庫(山東診療所横)	志賀谷
	上丹生防災倉庫(いぼとり地藏横)	上丹生		大原防災倉庫(大原小体育館横)	市場
伊吹	伊吹小学校	上野	近江	河内防災倉庫(河内会館横)	梓河内
	甲津原交流センター	甲津原		息長防災倉庫(息長小 G 横)	能登瀬
	曲谷防災倉庫(曲谷ライスセンター)	曲谷		坂田西防災倉庫(坂田小 G 横)	宇賀野
	東草野小中学校	吉槻		坂田東防災倉庫(双葉中横)	顔戸
	旧いぶき幼稚園北分園	大久保			
	藤川防災備蓄倉庫(旧コンポスト C)	藤川			
	春照防災倉庫(伊吹庁舎駐車場)	春照			

防災備蓄倉庫の現状調査を実施したところ、防災備蓄品の効果的な分散配置とその整理が進められており、おおむね適正に保管管理されている状況が確認できた。しかしながら、一部の倉庫は、市の学校施設や空き施設を防災備蓄倉庫に活用していることから、備蓄品の搬入や搬出に不便な施設があるほか、外から砂や草などが侵入している倉庫もあり、改善が必要な倉庫や保管場所の適正性の検討が必要な倉庫が存在する。

今後、統合庁舎の建設や総合支所の設置が行われるが、災害発生時における庁舎や支所の役割を今一度検討するとともに、市内各地に配置された備蓄倉庫が、より機動的で効果的に機能するよう、防災備蓄倉庫の在り方と配置の検討が必要であるとする。特に、統

合庁舎の一部のスペースは、災害時における帰宅困難者の一時的な避難場所となる予定であることから、統合庁舎には一定量の備蓄品を保管する必要があると考える。

【税務課】 監査基準日：平成 30 年 12 月 1 日

①固定資産税の非課税および減免について

固定資産税の非課税および減免の取扱いについては、これまでから非課税資産の現況調査の必要性和減免対象資産の納税義務者の申請に基づく減免措置の必要性を意見している。対象件数が膨大であるため対応が追いつかない現状ではあるが、税の賦課は地方税法などに基づく公平なものでなければならず、担当者の裁量は許されないものであることを常に意識して、適法性、公平性の観点から、法令などに則った公正な事務手続を行われない。

【収納対策課】 監査基準日：平成 30 年 12 月 1 日

①過年度未収金の管理について

収納対策課では、賦課担当課との定期的な連携会議の開催や、賦課担当者のために弁護士への相談機会を定期的に設けるなど、積極的な取組が行われており、効果的な債権管理体制の推進が図られている。

今後も、現年度分の未納額を減らし市全体の滞納額を減らすための取組を一層強化されるとともに、専門知識を持った職員の育成や弁護士の活用など、債権管理の専門部署として積極的な取組を実施されたい。

【保険課】 監査基準日：平成 30 年 12 月 1 日

①国民健康保険税の未収金と収納率の向上について

国民健康保険税の過年度未収金は 2 億円を超え、市税の滞納繰越額で一番大きな割合を占めている。本市においては、口座振替の推奨や伊吹山テレビでの納付期限の案内など、新たな取組を実施して納付を推進されているところではあるが、大きな改善は図られていない。

所管課は、現年度分の未収金を減らすよう一層努力され、未収金総額の削減に努められたい。また、善良な納付者との公平性を確保するため、滞納者に対しては、短期被保険者証や被保険者資格証明書の発行を条例の規定どおりに実施して厳正に対処されたい。

【くらし支援課】 監査基準日：平成 31 年 1 月 1 日

①老人クラブ連合会等活動事業費補助金について

本補助金は、老人クラブ連合会が行う高齢者の生きがい活動の場（機会）の確保や元気な在宅高齢者活動の推進を図る事業に対して支援を行っているものであるが、各老人クラブへの加入者は年々減少している現状であり、米原老人クラブは、平成 29 年度をもって解散されている。

補助事業における各老人クラブへの活動補助金の交付実績を確認したところ、例年、多額の繰越金が発生しているが、繰越金は精算処理がされずに翌年度に繰り越されている。これは、均等割および会員数割による定額補助であることから、毎年、積極的な事業展開が行われなければ繰越金が発生する状況にあると考えられるため、活動実績に基づいた補助金交付となるよう、補助金要領を改める必要があると考える。

【社会福祉課】 監査基準日：平成 31 年 1 月 1 日

①生活保護費返還金および徴収金の過年度未収金について

生活保護法第 63 条による返還金は、資力があるにもかかわらず急迫の事情等により応急的保護を行った場合に、事後その費用を返還させる債権である。また、同法第 78 条による徴収金は、不正手段によって保護を受けた者からその費用を徴収する債権であるが、債務者はいずれも生活保護受給者で資力が乏しく、ともに徴収が困難な債権となっている。なお、督促手数料および延滞金は、減額や免除の措置を行うことなく徴収されていない。

本債権の債務者は、資力が乏しく対応が難しいことは理解できるが、法令や債権管理条例に則った対応ができていない部分があるなど、一部の債務者に対しては積極的な対応が必要と考えられるため、他の自治体の取組状況などを参考にしながら厳正に対処されたい。

②重度心身障がい者（児）生活介護施設運営補助金について

本補助金は、「米原市社会福祉法人の助成に関する条例」を根拠に交付されており、公益上の目的や交付基準などを定めた補助金要綱等が制定されていないため、早急に制定するようこれまでから意見しているところであるが、所管課によると、本補助金は長浜市との共同事業であり利用者数の増減により負担割合が増減することなどから、単独での補助金要綱等の制定は難しいとのことである。

しかしながら、補助額の決定に当たっては、長浜市とともに必要経費のヒアリングを行った上で、均等割 2 %、人口割 8 %、利用者割 90 %で補助額が算出されており、根拠に基づく算出がされていることから、要綱等を制定することは可能であるとする。早急に長浜市と協議を行い、当該事業における公益上の目的や交付基準等を明確に定めた補助金要綱等の例規整備を進められたい。

【健康づくり課】 監査基準日：平成 31 年 1 月 1 日

①山東診療所の運営について

住み慣れた地域で医療を受けられる「地域完結型」の医療の充実や、医療機関がない山東西部地域の医師確保の課題などを解決するため、平成 28 年 1 月に山東診療所が開設された。これまでの監査において、山東診療所の運営については採算性のみで事業評価をすべきではないものの、多額の公費投入についての説明責任を果たすこと、また、事業効果が限定的であることから、公共交通の利用など他の制度との効果的な連携も視野に入れて仕組みの再構築を検討するよう意見している。

診療所開設以降は、受診者の現状に基づき診療時間の短縮を行い、診療を継続しているが、住民ニーズに合った利用しやすい診療所になっているとは言い難く、平成 30 年度も患者数は減少し経営状態も悪化の傾向にある。今後、地域医療供給体制維持調査研究・検討事業を立ち上げて地域医療体制継続のための現状調査を実施し、市全域で計画的な事業展開を行うための方針策定が行われるとのことであるが、山東診療所の運営については、これまでの実績を鑑みた上で最大限の実施効果が発揮できるよう、地域医療体制の在り方を継続の必要性も含め検討されたい。

こども未来部

監査基準日：平成 31 年 1 月 1 日

特になし

経済環境部

【商工観光課】 監査基準日：平成 30 年 11 月 1 日

①米原市商工業振興補助金について

本補助金は、商工業の総合的な振興および育成を図るため、米原市商工会に対し予算の範囲内において補助金を交付することとしている。

補助金要綱では、県補助金に準じて経営改善普及事業を対象事業として規定しており、補助対象経費も原則、県補助金の対象経費に準じて規定されているが、経営指導員などの人件費で対象となる手当が補助金要綱に具体的に記載されていないなど、対象事業や対象経費の規定に不明瞭な点があるため、見直し規定の検討も含めて平成 28 年度の財政援助団体等監査結果報告書で要綱の見直しを意見している。しかしながら、その後、交付実態に基づく要綱の改正は行われていないことから、早急に対応されたい。

【環境保全課】 監査基準日：平成 30 年 11 月 1 日

①伊吹山入山協力金の現金管理について

環境保全課では、伊吹山を守る自然再生協議会の事務局を担当し、伊吹山への入山者に対する協力金の回収とその保管管理を行っている。協力金の回収箱は、登山口 2 か所と山頂 3 か所に設置されており、回収業務は地元の上野区に委託されている。

回収方法や入金までの事務手続を確認したところ、回収箱の鍵は、所管課と上野区がそれぞれ 1 個保管しており、入山金の回収は、1 人または 2 人で、登山口の 2 か所が週 1 回、山頂は月 2 回の頻度で行われている。回収した現金は、上野区の担当者が環境保全課に通帳を取りに来て農協で入金する流れになっているが、この際、職員は入金前の現金確認を行っておらず、入金後に報告書を確認するだけとなっている。

当該業務は、現金を扱うリスクの高い業務であることから、回収箱からの現金回収は、常に 2 人以上で対応するとともに、回収金は、必ず職員が事前に報告書と現金を確認した上で入金するなど、現金事故が予防できる手順の見直しを行われない。

なお、回収箱は、これまでに盗難被害に遭っていたことから、監査委員と事務局職員でインフォメーションセンターを現地確認したところ、回収箱には、無理に開けようとした痕跡が残っており、実際に手を入れて現金が取り出せる状態であったため、すぐに環境保全課に現状を報告し、改善を求めたところである。不具合は、速やかに改善されたが、今後は、定期的に回収箱の状況を確認し、常に安全な状況を確保するよう適正な管理に努められたい。

②旧コンポストセンターの利活用について

米原市コンポストセンターは平成 29 年度末に廃止され、現在は、施設を防災備蓄倉庫および除雪機械等の車庫として活用されている。防災備蓄倉庫の現状調査時に、監査委員と事務局職員でコンポストセンターの活用状況を確認したところ、コンポストセンター運営時から販売されてきた堆肥「ゆめいぶき」の在庫が今も大量に保管されており、その臭いも強いことから廃止後の施設活用に支障を来している状況であった。

「ゆめいぶき」が早期に完売できるよう P R と販売促進に努め、利活用方針に基づいた施設の活用を早期に実施されたい。

農業委員会事務局

監査基準日：平成 30 年 11 月 1 日

特になし

【都市計画課】 監査基準日：平成 30 年 12 月 1 日

①市営住宅・改良住宅使用料の過年度未収金について

市では、市営住宅 40 戸と小集落改良住宅 64 戸を管理し、入居者から使用料（家賃）を徴収しているが、その徴収率は低く、過年度分を滞納している債務者が現年度分も滞納している状況にあるなど、年々未収金総額は増えている。

債務者対応や時効中断措置には積極的に取り組まれているものの、抜本的な改善にはつながっていない。滞納の長期化と累積が課題となっているため、新たな未納を抑制できるよう毅然とした対応で債権管理に努め、善良な納付者との公平性の確保に努められたい。

【上下水道課】 監査基準日：平成 30 年 12 月 1 日

①水道料金の未収金と給水停止について

上下水道課では、水道料金を 4 か月以上滞納している水道利用者に対して規程に基づく給水停止の措置を行っているが、分納誓約者が誓約書に基づく納付を行っていれば、現年度分の水道料金に未納があっても給水停止を行っていないことから、未収金総額は減っていない現状がある。まずは現年度分の未収金を減らしていく取組が重要であり、給水停止措置はその有効な手段であることから、分納誓約の状況を再精査して効果的な給水停止措置が実施できるよう検討されたい。

また、本市は、現年度分の料金徴収は所管課が行い、過年度分の未収金徴収は収納対策課が行うことになっていることから、過年度分水道料金の未収金納付があった場合は、未収金総額が最も多い国民健康保険税や他の公債権に優先して振り分け納入されるため、水道料金の未収金は減っていない状況にある。水道事業が水道利用者の使用料で経営される独立採算制の事業であることを考慮すると、水道料金の未収金が納付された場合は、全て水道料金収入に充てるべきである。こうしたことから、水道料金の徴収は、現年度分過年度分ともに水道事業者が一括して行う方が効果的であり、給水停止措置効果の期待も高まると考える。

未収金総額の現状は、平成 30 年に策定された第 2 次米原市水道事業基本計画で予定されている今後の料金改定にも大きく影響することから、早急に対応する必要があると考える。また、市内事業者の中には、水道料金未納額が非常に大きくなっているところがあり、毅然とした対応が必要である。善良な納付者との公平性を確保するため、給水停止を含めた法的な対応を行い、未収金総額の削減に努められたい。

②緊急要件による随意契約について

本市の水道施設管理運転業務は、入札により 1 業者に外部委託しているが、本業務に関連する施設の修繕等についても、緊急の必要性等を理由に同じ業者に発注している。緊急

というのは、例えば、「水道管が破裂して今すぐ修理しなければならない」くらいの状況を指すのであって、本業務に関連する施設全ての修繕等に認められるものではない。

施設内設備の一部の修繕等については、生活水の安全性確保や衛生面への配慮を理由に随意契約が可能なものがあるが、施設の外構工事など、水道施設の管理運転業務に影響が生じない修繕等については、随契ガイドラインに沿った契約手続きに基づき業務発注が行われるべきである。なお、緊急要件を理由とする場合は、理由書に事象の発生日、場所および発生原因等の緊急性を明確に記載して決裁を行われたい。

③オリジナルペットボトル「米原水」の販売について

当該事業は、自然豊かな本市で育まれたおいしい中硬水を水道水の原水として使用していることを、オリジナルペットボトル「米原水」の販売を通じてPRすることで、米原市への移住定住の促進と水需要の拡大につなげていくことを目的として、平成28年度から取り組まれている事業である。

上下水道課は、今後は料金減収の補填として販売事業に取り組んで行くとしているが、販売価格やこれまでの事業の実施状況からは、平成28年度の事業開始以降に発生した経費の全てを回収できる見込みはないと思われる。平成30年度の単年度収支は黒字の見込みであるが、当該事業は、今後の収支見込みを十分に把握した上で実施し、万一、収益が確保できない時は、昨年度も意見したとおり、「米原水」販売に係る支出超過分は、水道料金で賄うことなく市のPR事業として一般会計で負担されるべきである。

④農業集落排水処理施設汚泥引抜業務の契約について

当該業務は、市内に16か所ある農業集落排水処理施設の汚泥引抜業務を行ってきた伊吹コンポストセンターが平成28年度限りで施設の稼働を終了したことから、平成29年度は、湖北広域行政事務センターで一般廃棄物の浄化槽汚泥収集運搬業務の許可を持つ業者のうち、市内での許可を受けている業者3者を選定して入札を行い、単価契約に基づき業務が実施された。

平成29年度の定期監査では、参加業者の落札単価および入札価格が全て同じであったことから入札結果の検証を意見しており、平成30年度は、汚泥引抜量が異なる処理場毎に入札が実施されたが、落札の結果、1㎡当たりの単価は同額であった。汚泥引抜業務は、農業集落排水処理施設毎に貯留した浄化槽汚泥等を汚泥吸排車で引き抜き、湖北広域行政事務センター第1プラントまで運搬する業務であるが、当該業務は施設稼働当時から取扱単価が決められており、業務を実施できる業者は一般廃棄物の浄化槽汚泥収集運搬業務の市内での許可を持つ業者に限定されることから、入札効果が出ない結果となっている。長浜市と彦根市も同様に取扱単価が決まっており、特定事業者に発注している状況である。

昨年度の監査では、競争により入札効果が現れる業務の発注方法の検討を意見したところであるが、当該業務が特殊な業務であることから、今後は、公正で効率的な事務手続となるよう、管財課と協議・検討を行われたい。

①備品および備品台帳の適正管理について

備品の登録数は、全体で8万件を超える膨大な数になっており、合併時に旧町から引き継いだもので所在が明らかでないものや、施設の統廃合時に処分や所管替えが行われたが台帳が整備されないままとなっているものがあるなど、適切な管理が行われていない現状であることから、今後の統合庁舎および総合支所への移転に向けて、会計室主導の下、備品台帳の整備が進められているところである。

監査においても、統合庁舎の整備に向け備品管理の現状を調査したところ、ほとんどの所属において備品台帳の整理が必要な状況であった。今後は、新しい庁舎へ移転する備品の精査を兼ね、所管する備品の現状確認と備品台帳の整理を早急に進める必要があると考える。

なお、今年度実施した財政援助団体等監査において、指定管理施設の備品管理状況を確認したところ、市の備品取扱基準と施設を管理する指定管理者側の備品取扱基準に差があり、市の備品取扱基準に基づく適切な備品管理が行われていない現状を確認した。他の指定管理施設においても、市の基準に基づく統一的な取扱いが行われていない可能性が危惧され、各指定管理者がこれまでに購入した指定管理施設備品の中には、市の備品台帳に適切に登録されていない備品が存在することが考えられる。指定管理施設を統括する管財課と連携して備品の取扱基準を今一度明確に示した上で、各指定管理施設所管課に対して適切な指導と確認を行うとともに、全ての指定管理施設で統一的な取扱いが行われるよう周知徹底を図られたい。

【教育総務課】 監査基準日：平成 31 年 1 月 1 日

①県立米原高等学校敷地の所有権移転登記事務について

本登記事務は、旧米原町当時から、買収に係る所有権移転登記の一部が困難事例として未登記（2筆）のまま残されているものであり、難航している境界確定への対応や、160 人に及ぶ相続関係者の調査等に鋭意努力されているが、関係整理には時間を要している。

当該業務は、50 年以上前からの積み残し課題であり、登記事務の長期化は更なる事務手続の複雑化をもたらすことから、少しでも早い解決を目指し登記事務の完了に努力されたい。

【学校給食課】 監査基準日：平成 31 年 1 月 1 日

①学校給食費保護者等負担金の未収金について

学校給食費保護者等負担金は、保護者が負担する児童生徒の学校給食の食材費相当分であるが、その未収金は、古いもので平成 13 年度分が存在するなど債権が長期化している。関係課は、徴収計画に基づく訪問等の実施により徴収に努力されているものの、古い債権の徴収は進んでいない。

債権は、古いものほど徴収が困難になる傾向があるが、特に学校給食費保護者等負担金の未収金については、児童生徒が卒業すると保護者の納付意欲は更に低下し徴収が難しくなるため、在校中に徴収することが重要である。所管課は、未納となっている給食費保護者等負担金が児童生徒の在校中に徴収できるよう効果的な対応を検討されるとともに、現年度分の未収金を発生させないよう努力されたい。

【生涯学習課】 監査基準日：平成 31 年 2 月 1 日

①総合型地域スポーツクラブ育成補助金について

本補助金は、地域が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの育成を図るため、総合型クラブが実施する事業および運営に要する経費に対して支援を行うものである。

平成 29 年度の実施状況を確認したところ、補助金要領では、補助金の額は、補助対象経費から収入（会費、市以外の補助金、負担金、寄付金、雑入）の合計額を控除した額または均等割額、事業割額および会員数割額の合計額のいずれか低い方の額と規定されているが、均等割額、事業割額および会員数割額の合計額を優先する定額での補助額確定が行われていた。

本補助金は、各クラブの事業および運営を支援するものであるが、各クラブが実施している事業の内容や実施方法が様々であることから、現在の補助額の決定方法では、各事業者の努力に見合った公平な助成になっているとは言えず、実質的な事業および運営支援に

はつながらないと考えられる。補助金要領が、目的および実態に合ったものとなるよう見直しを行われたい。

②番場多目的グラウンドの利用推進と残地の整理について

番場多目的グラウンドは平成 30 年 10 月に供用が開始されたが、その後の利用実績は少なく地元住民の利用もない状況である。今後は、芝生管理などの維持管理費が必要となるため、施設利用を推進して使用料収入の財源確保に努められたい。

また、未整備の残地については、組織内での調整を行い、所管課を明確にした上で、早期に整備が完了するよう事業を推進されたい。

③美術品の管理と活用について

■近江はにわ館と伊吹の見える美術館の美術品保管状況等現地調査

〔調査実施日：平成 31 年 2 月 14 日〕

本市が所有する美術品は、市有施設に展示されている一部の絵画を除き、近江はにわ館の収蔵庫と伊吹の見える美術館で保管管理されている。

美術品の保管状況について実地調査を行ったところ、美術品は、台帳に基づきおおむね適正に保管されていたが、収蔵庫内の絵画保管状態において、梱包されていない絵画が他の絵画と重ねて保管されているものがあったため、保管方法の改善をその場で意見したところである。なお、美術品台帳と市の備品台帳では、一部、整合しない項目等があったので修正を行うとともに、美術品台帳における絵画の価格が取得時点のままで更新されていない現状であるため、可能な限り調査を行い逐次更新を行われたい。

また、多数ある美術品は定期的に入れ替えて効果的な展示を行うとともに、美術品の中には高価なものが多数あるので、盗難防止対策を十分に行い適正な管理に努められたい。

【歴史文化財保護課】 監査基準日：平成 31 年 2 月 1 日

①遺跡案内看板制作業務について

柏原小学校、山東小学校および坂田小学校の 3 校において、遺跡案内看板の制作業務が同額の 270 千円で別々に発注されていた。その理由を所管課に確認したところ、学校ごとに事前協議が必要でデザインも異なることから、見積りによる分割発注を行ったとのことであるが、委託業務の起案は、いずれも年度末に近い 1 月から 2 月の間に行われており、委託金額は同額で全て同じ仕様で同一業者に発注されていた。3 校分を一括して発注し、小学校との協議が済んだものから順次制作することは、十分可能であったと考える。

一括して一般競争入札により業務を発注することで経費面の削減等が期待できることから、今後の発注については、随意契約が限定的な事務手続であることに十分留意して、適切に対応されたい。

議 会 事 務 局

監査基準日：平成 31 年 2 月 1 日

特になし

監 査 委 員 事 務 局

監査基準日：平成 31 年 2 月 1 日

特になし

共 通 事 項

ア 随意契約について

契約相手の選定方法は一般競争入札が原則であるが、随意契約は、競争の方法によらず任意に特定の相手方を選定して契約締結するなど、その必要性が認められる場合に限り得る例外的な契約方法であり、競争入札に比べ事務手続が簡略で、相手方が特定した者であるため、競争入札ではその全てを満たすことができないような資力、信用、技術、経験など相手方の能力を熟知の上、選定することができる。そのため、運用が適切であればその長所を発揮し、所期の目的を効率的に達成することができるが、反面、その運用を誤ると、公平性が欠如し相手方の固定化を招くおそれや、業者選定の仕方によっては価格の高止まりや不適正な価格による契約となるなど、結果として公正な取引の確保を損なう可能性があるため、その運用に当たっては厳正に行う必要がある。

随意契約は、施行令においてその要件が定められているが、市では、随契ガイドラインを策定して、更に具体的かつ客観的に適用要件を定め運用している。

定期監査では、契約事務が法令や規則などに基づき適正に執行されているか、公平性、経済性が確保されているかについて、「随契適用要件の妥当性」、「予定価格の妥当性」、「見積書徴収の妥当性」、「実績管理の適正性」を着眼点に、共通事項として監査を行った。その中で確認したことを次のとおり「意見および要望」として記載するので、改善に向けた対応策を講じられたい。

- ① 随契ガイドラインを十分に確認しないまま決裁されている事例が見受けられた。決裁過程における随意契約理由の十分な確認と内容の精査に努められたい。
- ② 事務手続において、随契ガイドラインの拡大解釈とも受け止められる発注案件が見受けられた。管財課合議によるチェック体制の見直しを含め、組織全体における内部統制効果の充実に努められたい。
- ③ 特命随意契約の理由として緊急要件による発注が多く、契約相手の固定化も見られる。やむを得ない事情によるもの以外は、随契ガイドラインに基づく事務手続を行われたい。また、緊急要件を採用する場合は、事象発生日、場所および原因等の緊急性を決裁文書の中で明確にされたい。
- ④ 契約書の作成が適切に行われていないものがあつた。所属における情報共有の徹底を図られたい。

イ 補助金について

補助金は、市が公益上必要であると認めた事業を行う者に対して、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うことで、市が目的とする政策を間接的に実行しようとするものである。交付の対象としては、市の目指すまちづくりに結び付く事業や、社会福祉事業のように一般の企業では採算が合わない事業、農業や伝統産業など市場原理に任せておけば衰退する可能性があり育成や支援が必要な事業などが挙げられる。

一方で、補助金は反対給付のない金銭的給付であるため、一度支出すると既得権益化して見直しが行われないまま継続される傾向があり、補助事業者の自立や事業向上意欲を減退させ行政に依存する体質になりやすいことや、公益上の必要性が抽象的・相対的であるため、補助の適否を判断する客観的基準の確立が難しいなどの弊害があるとされている。

補助金交付は、公益上の必要性がある場合に限定されており、交付に当たっては、その必要性の根拠を示し客観性が担保されなければならない。その根拠になるものとして、事業を通じて市が達成したい目的がどのように位置付けられているか、その目的を達成するための対象事業がどのように設定されているかなどを補助金要綱等において明確にしなければならない。また、補助金は、市民の税金やその他貴重な財源で賄われていることから、事業が目的に沿って実施されたかについて審査検証が重要であり、その結果は、市民への説明責任が果たせるものでなければならない。

定期監査では、一連の事務手続が適正に行われているか、目的や補助基準に照らして事業が経済的かつ効果的に実施されているかなどについて、「公益上の目的との整合性」、「実績管理の適正性」、「事業評価の適正性」を着眼点に、共通事項として監査を行った。その中で確認したことを次のとおり「意見および要望」として記載するので、改善に向けた対応策を講じられたい。

- ① 補助事業の公益上の必要性等を記載した補助金要綱等が策定されていないものがあった。平成 24 年 10 月 1 日に施行された米原市条例等の整備方針に基づき、早急に策定されたい。
- ② 補助金規則では、補助金額は千円未満の端数を切り捨てることと規定されているが、補助金要綱等で個別規定を設けないまま、特別な理由もなく補助金が円単位で交付されているものがあった。交付の妥当性を確認した上で、適切な対応を行われたい。
- ③ 終期設定や見直し規定を設けていない補助金要綱等が多く見受けられた。補助金交付が長期化して固定化や既得権益化することのないよう、要綱等の定期的な見直しを実施されたい。
- ④ 補助金を交付したものの中には、交付後の条件が付されているものがある。所管課は、当該補助金の交付条件が守られているか、その後の状況と実態の把握を確実に実施されたい。

ウ 債権について

適正な債権管理の実行は、行政サービスの提供に必要な健全な財政運営と、強固な財政基盤の確立のために必要不可欠なことであり、善良な納付者との公平性を確保するためにも、極めて重要なことである。

市では、収納対策課を設置して組織体制の強化を図るとともに、債権管理条例の施行や米原市債権管理マニュアル（以下「債権管理マニュアル」という。）を策定して、効率的な債権管理に全庁的に取り組んでいるところであるが、市税をはじめとする債権の滞納額は年々増加しており、更なる債権管理の取組強化が必要な状況となっている。滞納額全体を減らしていくためには、現年度分の新たな未納を抑制することが必要であるが、徴収効果を上げるためには、組織内での情報共有と連携のほか、法令等に基づく厳正な対応と取組を行わなければならない。

定期監査では、債権管理条例および債権管理マニュアルに基づき、適正に債権管理が行われているかについて、「徴収計画の適正性」、「債権管理台帳の適正性」、「時効管理の適正性」、「督促状発送の適正性」、「延滞金徴収の適正性」、「分割納付の適正性」、「滞納処分および強制執行の適正性」を着眼点に、共通事項として監査を行った。その中で確認したことを次のとおり「意見および要望」として記載するので、改善に向けた対応策を講じられたい。

- ① 債権者や相続人の現状は債権管理台帳に確実に記録するとともに、交渉記録で保留事項としているものは、その後の経過を定期的に確認されたい。
- ② 債権が、単純時効の完成により不納欠損に至ることがないように、適正な時効管理に厳正に取り組まれたい。
- ③ 確定延滞金の対応については、これまでから意見をしているところであるが、市は、今後も収入後に一括して事後調定を行う方針である。対応においては、善良な納付者との公平性を欠くことのないよう厳正に対応されたい。
- ④ 長期滞納者や、一部、悪質と思える滞納者が見受けられるが、善良な納付者との負担の公平性を確保するため、他市への状況照会や弁護士相談などを活用し、法的措置による厳正な対応に努力されたい。
- ⑤ 平成 25 年の債権管理条例制定時に整備された債権管理マニュアルの見直しが行われていない。現状に合うようマニュアルの検証と充実を図られたい。

エ 準公金の管理について

○各種団体会計の所属別取扱状況

所 属	会計数	所 属	会計数
地域協働課	2	防災危機管理課	4
総務課	2	子育て支援課	4
林務課	9	社会福祉課	3
商工観光課	5	くらし支援課	2
環境保全課	3	議会事務局	2
農政課	5	政策推進課	3
建設課	3	生涯学習課	8
税務課	1	合 計	56

各所管課が事務局を担当している団体会計の準公金取扱状況を確認したところ、市全体で 56 の会計があり、所管課で預金通帳、印鑑および現金がそれぞれ保管管理されている。中には、一般社団法人米原駅東口まちづくり協議会会計などかなり高額な会計もあるなど、保管や取扱いにおいては、相当な注意を払って対応されるべきものがあつた。

所管課の中には、預金通帳と印鑑を同じ場所に保管しているところや、同じ事務室内に保管しているところがあり、危機管理意識が希薄になっていると思える状況であつたため、預金通帳は、各庁舎内の金庫（会計室金庫など）に印鑑とは別に保管するなどの対応が必要である。準公金の保管管理においては、危機管理意識を強く持ち内部統制の強化を図るとともに、組織全体で統一したルールを定めて対応されたい。

第4 　むすび

定期監査の執行に当たっては、監査調書および関係諸帳簿についての事前調査結果を踏まえ、部局長をはじめ所管課職員へのヒアリングにより実施した。一連のヒアリングを通じて、様々な地域課題の解決や多様化する市民ニーズへの対応について、職員が一丸となって取り組まれていることがうかがえた。

しかしながら、本報告書に記載したとおり、一部の事業の実施状況や事務手続においては、改善等の対応が必要な点が見受けられた。市では、適正に業務を遂行するため、関連法令や条例などに基づく要綱やマニュアルを作成しているが、事務手続がルールに沿った対応になっているかを確認することはもちろん、必要に応じてルールの見直しや新設を検討するなど、更なる事務改善が図られる必要がある。また、基本的なことではあるが、人事異動における事務引継により業務の継続性を図ること、所管課決裁および関係課合議等によりチェック機能を高めること、協議記録の作成により意思決定の経過を明らかにして説明責任を果たすことは重要なことである。これらの点を含め、今後も効率的かつ効果的な行政運営に取り組み、市民の期待に応えていただくことを要望する。

最後に、定期監査のヒアリングを通じて、各所管課に意見や要望を伝えてきたが、本報告書に全て記載したわけではない。よって、その際伝えた意見を含めて、今回の監査結果の意見に対する措置を速やかに講じられたい。